

意見書のお願い

現在病気でお休み中ですが、その後の経過はいかがですか？

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるよう、ご配慮ください。

病気が治ったら、また元気に保育園に来てくださいね。

＜医師が記入した意見書が必要な感染症：意見書＞

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した日プラス3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

厚生労働省「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」より

登園の際には、下記の意見書の提出をお願いいたします。

「子どもの健康回復状態が感染力のある期間に配慮し、集団での保育園生活が可能である」と病院で診断を受けてからの登園が基準となります。

意見書

さんさんまりんこども園 園長様

園児名 _____

病名「 _____ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので

登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____

印 _____